

四半期報告書

(第188期第3四半期)

日本ペイント株式会社

(E00892)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【四半期会計期間】 第188期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 日本ペイント株式会社

【英訳名】 NIPPON PAINT CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 酒 井 健 二

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀北2丁目1番2号

【電話番号】 06—6455—9141

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 赤 木 勤

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南品川4丁目1番15号

【電話番号】 03—3740—1110

【事務連絡者氏名】 東京事業所長 山 口 一 夫

【縦覧に供する場所】 日本ペイント株式会社東京事業所
(東京都品川区南品川4丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第187期 第3四半期 連結累計期間	第188期 第3四半期 連結累計期間	第187期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	175,770	192,296	233,380
経常利益 (百万円)	25,128	35,950	32,962
四半期(当期)純利益 (百万円)	15,873	24,671	20,018
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	17,031	40,852	30,207
純資産額 (百万円)	159,290	202,144	172,024
総資産額 (百万円)	273,347	320,495	287,992
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	59.96	93.77	75.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.6	59.0	56.0

回次	第187期 第3四半期 連結会計期間	第188期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	30.39	35.93

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、国内で汎用および工業用塗料分野が好調に推移したことや海外で日系自動車メーカー向けの自動車用塗料の売上高が増加したことなどにより、連結売上高は1,922億96百万円（前年同期比9.4%増）となりました。連結営業利益は売上高の増加に加え、継続してグローバルレベルで取り組んでいる原価低減活動の成果もあり、246億1百万円（前年同期比20.3%増）となりました。連結経常利益は持分法投資利益が大幅に増加したことや外貨換算差益を計上したことなどから359億50百万円（前年同期比43.1%増）となり、連結四半期純利益は246億71百万円（前年同期比55.4%増）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。なお、海外の事業会社においては一部を除いて12月期決算を採用しており、当第3四半期連結累計期間の対象期間は2013年1月から9月までとなります。

《日本》

当地域では、上期の自動車生産台数の前年同期比減少を、当第3四半期の生産拡大により補ったことなどにより、当期累計での自動車用塗料の売上高は前年同期並まで回復いたしました。一方、汎用塗料は引き続き市況が好調であることに加え、新製品の拡販が順調に推移していること、工業用塗料は当第3四半期も住宅資材向け塗料の出荷が好調に推移したことなどから、それぞれの当期累計売上高は前年同期を上回りました。

これらにより、当地域セグメントの売上高は1,378億7百万円（前年同期比4.0%増）となりました。また、連結営業利益は原材料価格が上昇する中、売上拡大や原価低減活動の成果などにより、197億80百万円（前年同期比13.1%増）となりました。

《アジア》

当地域では、連結子会社については、タイの自動車生産台数は当第3四半期からは税優遇政策終了の影響で減少したものの、上期の増産などにより、タイ子会社の当期累計売上高は増加しました。中国では日系メーカーの販売台数回復に伴い、自動車向けプラスチック用塗料の売上高が増加しました。

さらに円安による増効果も加わり、当地域セグメントの連結売上高は前年同期と比較して大幅に増加して339億48百万円（前年同期比25.8%増）となり、連結営業利益は30億52百万円（前年同期比49.5%増）となりました。

持分法適用会社については、その中核である中国において住宅内装用塗料が引き続き好調であることなどにより売上高が大幅に増加し、さらには継続してコスト削減に取り組んでいることもあり、中国事業の収益性は大幅に改善しました。これらにより、当地域セグメントの持分法投資利益

は87億31百万円（前年同期比142.6%増）となりました。

《北米》

当地域では、自動車生産台数が前年同期と比較して増加したことに加え、これまでの事業体質改善施策の効果が定着してきたことなどから、収益性は着実に向上いたしました。

その結果、当地域セグメントの売上高は178億18百万円（前年同期比24.0%増）となり、営業利益は16億21百万円（前年同期比95.2%増）となりました。

《その他》

当地域セグメントの売上高は27億23百万円（前年同期比42.4%増）に、営業利益は74百万円（前年同期は33百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末と比較して325.0億円増加し、3,204億95百万円となりました。そのうち、流動資産につきましては、前連結会計年度末と比較して94.5億円増加しておりますが、主な要因は、法人税や配当金の支払い及び借入金の返済に加え、自己株式を取得したことにより現金及び預金が減少した一方で、売上高の増加に伴い売掛債権やたな卸資産が増加したことによるものです。

固定資産につきましては、前連結会計年度末と比較して230.5億円増加しておりますが、主な要因は、株価の上昇などにより投資有価証券が増加したことなどによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して23.8億円増加し、1,183億51百万円となりましたが、主な要因は、借入金を返済した一方で、仕入債務が増加したことによるものです。

少数株主持分を含めた純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して301.2億円増加し、2,021億44百万円となりました。主な要因は、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加に加え、株価の上昇や円安となったことによりその他有価証券評価差額金および為替換算調整勘定が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の56.0%から59.0%へ上昇いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(会社の支配に関する基本方針等)

① 基本方針の内容

当社は1881年の創業以来、「共存共栄を基本理念とし、社業を通じて社会公共の福祉に貢献する」という経営理念のもと、「価値ある塗膜を提供するスペシャリティケミカルカンパニーとしてグローバルに成長する」「環境保全と資源・エネルギー低減に貢献するエコカンパニーとして信頼される企業となる」という経営ビジョンを共通の価値観としております。

この基本的な考えのもと、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築し、社会に貢献していくことが当社の社会的責任であると認識し、これらを踏まえた継続的かつ発展的な企業活動を行うことが、当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保に資すると考えております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、企業活動の基本である社会的責任を最優先としたCSR経営、環境保全と資源・エネルギー低減に貢献する環境経営をおこなっている当社の経営方針を十分に理解する者でなければならないと考えておりますが、当社が上場会社である以上、最終的には株主の皆様ご自身が判断されるものと考えております。しかしながら、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合において、当該買付行為が株主の皆様に必要な情報提供を行わないものであるとき、あるいは十分な検討期間もないまま行われるものであるとき、また、買付後の経営が当社の企業価値

または株主共同の利益を著しく毀損するものであるときには、当社取締役会はそのような買付行為を防止する方策を取るべきであると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

前記基本方針のもと、当社グループは、「塗料業界において世界レベルの企業規模を確保し、世界レベルの技術力を保有している企業」となることを目指しております。

自動車塗料事業・汎用塗料事業をコア・ビジネスに位置づけ確固たる地位を築き、環境配慮型技術の開発により優位性のある商品で売上高および収益の拡大をはかるとともに、新たな需要を創出するため、未参入・未塗装分野や非塗料分野の開拓等「新市場の創造」にも取り組んでおります。

また、50年にわたりアジア地域で築いてきた合弁事業では、パートナーとの信頼に基づく友好的かつ強固な関係に基づき、地域に密着した製造・販売活動を通じて汎用塗料市場における当社のブランドがトップブランドとして浸透しています。

自動車塗料事業では日系企業を中心にアジア地域はもとより北米、欧州での展開を行い、顧客のニーズを満たした塗膜や顧客の経済性に貢献できる商品を開発し、顧客から高い信頼を得ています。

当社グループが、企業価値を高めていくには、高品質の商品を安定的に提供することによる顧客との信頼関係および地域社会に貢献する安全や美化等の諸活動を継続的に行うことによる地域との協力関係を重視した経営と事業活動を行わなければなりません。そしてこのような信頼・協力関係は、当社グループにおける継続的な技術革新、たゆみない安全・環境への取組みがあってはじめて確立されるものであると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合において、株主の皆様に必要な情報提供が行われることを確保するとともに、企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止するため、平成19年6月28日開催の第182回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為に関する対応方針として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。また、平成22年6月29日開催の第185回定時株主総会および平成25年6月27日開催の第188回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております。

本対応方針は、大規模買付者が当社取締役会のあらかじめ定める手続に従わない場合、または当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは株主共同の利益に回復しがたい損害をもたらすものであると判断される場合には、当社取締役会の決議により、当該大規模買付者等は行使することができないという行使条件を付した新株予約権の株主割当を実施し、当該大規模買付行為による損害を防止いたします。なお、かかる判断にあたっては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会の勧告を最大限尊重します。

④ 前記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本対応方針は、大規模買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、特定の株主または投資家を優遇し、あるいは拒絶するものではありません。また、対抗措置として新株予約権を発行するのは、当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは株主共同の利益に回復しがたい損害をもたらすものであると判断される場合など、厳重な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっては、独立委員会の中立公正な判断を重視することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益確保に必要なかつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

したがって、当社取締役会は、前記③の取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を

損なうものでないとともに、役員 の地位の維持を目的とするものでないと判断いたしております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は44億73百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	265,402,443	265,402,443	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000 株であります。
計	265,402,443	265,402,443	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	—	265,402	—	27,712	—	27,185

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,662,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 106,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 259,836,000	259,836	—
単元未満株式	普通株式 798,443	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	265,402,443	—	—
総株主の議決権	—	259,836	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本ペイント株式会社	大阪市北区大淀北2丁目1 —2	4,662,000	—	4,662,000	1.76
(相互保有株式) 株式会社タイヨーマ リビス	東京都中央区日本橋茅場町 3丁目9—10	106,000	—	106,000	0.04
計	—	4,768,000	—	4,768,000	1.80

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,797	37,627
受取手形及び売掛金	*3 81,080	*3 90,278
たな卸資産	25,900	29,395
繰延税金資産	3,386	3,462
その他	4,538	6,488
貸倒引当金	△382	△478
流動資産合計	157,320	166,773
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	26,610	26,706
その他（純額）	33,297	34,504
有形固定資産合計	59,907	61,210
無形固定資産		
のれん	11,289	10,968
その他	3,466	3,431
無形固定資産合計	14,756	14,399
投資その他の資産		
投資有価証券	52,495	75,644
繰延税金資産	1,546	784
その他	2,559	2,199
貸倒引当金	△593	△516
投資その他の資産合計	56,008	78,111
固定資産合計	130,672	153,722
資産合計	287,992	320,495

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	*3 55,469	*3 63,322
短期借入金	13,859	14,855
リース債務	293	256
未払法人税等	6,501	3,343
繰延税金負債	0	5
その他	14,399	14,848
流動負債合計	90,523	96,632
固定負債		
長期借入金	7,883	975
リース債務	611	790
繰延税金負債	1,340	3,551
退職給付引当金	10,925	11,862
役員退職慰労引当金	269	231
環境対策引当金	328	328
製品保証引当金	287	—
その他	3,797	3,979
固定負債合計	25,444	21,718
負債合計	115,967	118,351
純資産の部		
株主資本		
資本金	27,712	27,712
資本剰余金	27,187	27,187
利益剰余金	112,318	132,786
自己株式	△337	△6,381
株主資本合計	166,881	181,305
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,950	9,011
繰延ヘッジ損益	0	2
為替換算調整勘定	△9,574	△1,139
その他の包括利益累計額合計	△5,623	7,873
少数株主持分	10,766	12,965
純資産合計	172,024	202,144
負債純資産合計	287,992	320,495

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	175,770	192,296
売上原価	113,697	122,484
売上総利益	62,073	69,811
販売費及び一般管理費	41,629	45,210
営業利益	20,444	24,601
営業外収益		
受取利息	62	53
受取配当金	340	518
貸倒引当金戻入額	14	35
持分法による投資利益	3,600	8,730
為替差益	1,111	2,421
その他	761	842
営業外収益合計	5,889	12,601
営業外費用		
支払利息	284	211
支払補償費	319	404
その他	601	637
営業外費用合計	1,205	1,252
経常利益	25,128	35,950
特別利益		
固定資産売却益	17	57
投資有価証券売却益	0	95
段階取得に係る差益	117	—
その他	—	0
特別利益合計	134	153
特別損失		
投資有価証券売却損	2	—
固定資産除売却損	77	358
減損損失	35	8
投資有価証券評価損	20	44
退職給付制度改定損	—	467
関係会社事業損失	36	—
その他	6	6
特別損失合計	179	885
税金等調整前四半期純利益	25,084	35,218
法人税等	8,088	8,724
少数株主損益調整前四半期純利益	16,996	26,493
少数株主利益	1,122	1,822
四半期純利益	15,873	24,671

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	16,996	26,493
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	947	5,037
繰延ヘッジ損益	△1	2
為替換算調整勘定	△469	3,909
持分法適用会社に対する持分相当額	△440	5,409
その他の包括利益合計	35	14,358
四半期包括利益	17,031	40,852
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	16,037	38,168
少数株主に係る四半期包括利益	993	2,683

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	
(退職給付制度の変更)	
当社及び国内連結子会社は、平成25年10月1日付で確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。	
本移行により、当第3四半期連結累計期間の特別損失として467百万円を計上しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
サンリード東北(株)	125百万円	サンリード東北(株) 29百万円
(株)やすもと	84百万円	(株)やすもと 37百万円
エーエス(株)	176百万円	エーエス(株) 一百万円
(株)高橋塗料店	7百万円	(株)高橋塗料店 3百万円
弘中商事(株)	36百万円	弘中商事(株) 28百万円
合計	431百万円	合計 98百万円

2 偶発債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
債権流動化による手形譲渡高	—	1,106百万円

※3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	4,632百万円	4,252百万円
売掛金(満期日現金決済分)	1,568百万円	2,536百万円
支払手形	1,903百万円	3,283百万円
買掛金(満期日現金決済分)	4,674百万円	3,675百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	4,788百万円	4,502百万円
のれんの償却額	592百万円	702百万円
負ののれんの償却額	3百万円	3百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,323	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	1,588	6.00	平成24年9月30日	平成24年11月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,117	8.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	2,085	8.00	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年8月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく、自己株式の取得を決議し、平成25年9月2日から9月6日までの買付をもって自己株式3,942,000株（取得価額5,998百万円）を取得いたしました。これにより、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が6,381百万円（4,674,022株）となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (注) (百万円)	合計 (百万円)
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	132,515	26,975	14,367	173,858	1,912	175,770
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,610	2,753	114	11,478	534	12,012
計	141,126	29,728	14,482	185,337	2,446	187,783
セグメント利益又は損失(△)	17,496	2,041	830	20,368	△33	20,334
持分法投資利益	0	3,599	—	3,600	—	3,600

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、欧州等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額(百万円)
報告セグメント計	20,368
「その他」の区分の損失(△)	△33
セグメント間取引消去その他の調整額	109
四半期連結損益計算書の営業利益	20,444

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「日本」セグメントにおいて老朽化により遊休状態になった事業用の固定資産について、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては35百万円であります。

4. 製品及びサービスに関する情報

外部顧客への売上高	金額(百万円)	前年同期比(%)
塗料	166,083	6.9
自動車用	61,092	15.7
汎用	33,667	11.4
工業用	33,175	4.5
その他塗料	38,149	△6.1
ファインケミカル	9,687	△4.2
合計	175,770	6.2

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (注) (百万円)	合計 (百万円)
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	137,807	33,948	17,818	189,573	2,723	192,296
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,429	2,339	90	11,858	688	12,547
計	147,236	36,287	17,908	201,432	3,411	204,844
セグメント利益	19,780	3,052	1,621	24,454	74	24,528
持分法投資利益又は損失(△)	△0	8,731	—	8,730	—	8,730

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、欧州等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益	金額(百万円)
報告セグメント計	24,454
「その他」の区分の利益	74
セグメント間取引消去その他の調整額	72
四半期連結損益計算書の営業利益	24,601

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

「日本」セグメントにおいて老朽化により遊休状態になった事業用の固定資産について、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては8百万円であります。

4. 製品及びサービスに関する情報

外部顧客への売上高	金額(百万円)	前年同期比(%)
塗料	181,495	9.3
自動車用	68,994	12.9
汎用	37,509	11.4
工業用	35,649	7.5
その他塗料	39,343	3.1
ファインケミカル	10,801	11.5
合計	192,296	9.4

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	59.96円	93.77円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	15,873	24,671
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	15,873	24,671
普通株式の期中平均株式数(千株)	264,713	263,110

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当社は、Wuthelam Holdings Limited(以下「Wuthelam社」といいます。)及びその代表者であるGoh Hup Jin氏との間で、当社とWuthelamグループの協業関係の強化についての協議を進めてまいりましたが、平成26年2月3日開催の取締役会を経て、同日付で、Wuthelam社及びGoh Hup Jin氏(以下、総称して「Wuthelam社ら」といいます。)との間で、当社とWuthelamグループとで運営するアジア地域の合弁会社の更なる企業価値向上と当社とWuthelamグループとの協業関係の深化、及びそれらを通じた当社の企業価値の向上を目的として、中国・マレーシア・シンガポールに所在する複数の合弁会社の持分取得を通じた当社によるマジョリティ化(以下「本合弁会社持分取得」といいます。)を含む、アジア地域の合弁会社の出資比率の見直し等を行うことに向けた方針について合意するとともに、Wuthelam社の100%子会社であるNipsea International Limitedを割当先とした第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を行うことを合意し、これらの提携(以下「本提携」といいます。)に関し、戦略的提携に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結いたしました。

また、本合弁会社持分取得により、当社の子会社の異動が、本第三者割当増資により、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれます。

I. 本提携の概要

1. 本提携の目的及び理由

当社は、現行中期経営計画「サバイバル・チャレンジ Stage II」のもと、基本方針として「確固たる利益体質の定着—成長企業への転換—」を標榜し、海外における基本戦略として、「アジアでの持続的成長・収益体質強化」を掲げております。また、Wuthelamグループは、シンガポール及び香港の子会社を通じ東南アジアにおいて塗料事業を中心に展開する企業集団で、当社とは1960年代よりアジア地域において塗料の合弁事業(以下「本合弁事業」といいます。)を展開している戦略的パートナーであり、Wuthelamグループを率いるGoh Hup Jin氏は、平成26年2月3日時点における当社の筆頭株主であるFirst Industries Corp.の代表でもあります。

アジア地域においては、1960年代より当社とWuthelamグループとで運営する合弁会社を通じて事業を展開し、当社及びWuthelamグループは、アジア圏の経済発展に伴い継続的な成長を遂げてまいりました。本合弁事業が取り扱う建築用等塗料事業等が好調であるなど事業環境は良好に推移しており、本合弁事業は、双方のリソースを活用しながら、展開する各国の経済成長を上回る速度で成長を遂げており、当社における重要事業と位置付けております。

このような点に鑑みて、当社は、Wuthelamグループとのパートナーシップのあり方は、当社の最重要経営課題の一つであると捉えておりましたが、当社としては、本合弁事業に係る各合弁会社の当社による本合弁事業のマジョリティ化を達成することが極めて重要であるとの結論に至り、2013年3月12日付けの「当社株式の大規模買付行為に関する提案の取下げ及びウットラム社と当社との今後の取り組みについて」と題する書面についてお伝えいたしましたとおり、Wuthelamグループとの間で、本合弁事業のマジョリティ化に向けた交渉を行ってまいりました。その結果、今般、当社とWuthelamグループは、両者の提携の深化が今後の当社事業の発展、ひいては将来的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、その方法としては、当社が本合弁事業のイニシアチブをとり、同時に、Wuthelamグループが株主として当社の運営に参画することが最善であるとの結論に至り、本合弁会社持分取得及びWuthelamグループに属するNipsea International Limitedに対する本第三者割当増資をその内容とする本基本合意書を締結いたしました。

本基本合意書の締結は、当社とWuthelamグループとで運営するアジア地域の合弁会社の更なる企業価値向上と当社とWuthelamグループとの協業関係の深化、及びそれらを通じた当社の企業価値の向上を目的としており、具体的には、本合弁会社持分取得及び本第三者割当増資を行うことにより、調達、商品管理及び品質管理に関し実績及び技術のある当社が親会社として合弁会社に本格的に参画し、当社のリソースを活用することにより、合弁会社において、(i)より安価に原料の調達を行うこと、(ii)販売地におけるニーズに応じた商品開発を行うこと、(iii)安価製造、品質保証システムを導入することにより生産効率を高め、不良品率を下げること等が可能となり、それにより合弁会社の企業価値を高め、ひいては、当社及びWuthelamグループの企業価値を向上させることを目的としており

ます。

本提携によって、当社とWuthelamグループ双方が、当社の塗料技術およびWuthelamグループがアジアに関して有する知見や販売網を今まで以上に相互に活用する枠組みが整うこととなり、今後、当社は当社事業の拡大、オペレーションの効率化、新市場の開拓等に向けた戦略の拡充と実行を図り、塗料業界におけるグローバルトップメーカーを目指してまいります。

2. 本提携の内容等

(1) 提携の内容

当社は、Nipsea International Limitedに対して本第三者割当増資を実施し、Nipsea International Limitedは、募集株式である当社普通株式60,000,000株（以下「本株式」といいます。）を引き受けることに合意しています。本第三者割当増資の詳細につきましては、「Ⅲ. 第三者割当による新株式の発行」をご参照ください。本第三者割当増資が実施された後、本第三者割当増資前の当社筆頭株主であるFirst Industries Corp.及び本第三者割当増資の割当先であるNipsea International Limitedを通じたWuthelamグループの持株比率の合計（本第三者割当増資後の発行済株式総数に対する割合）は約30.28%程度となる見込みです。

また、当社とWuthelam社らとの間では、以下の各合弁会社（以下「対象合弁会社」といいます。）の議決権の51.0%を保有するに足りる数の各合弁会社の持分（以下「譲渡対象持分」といいます。）につき、平成26年2月3日から1年以内に、当社がこれを保有するWuthelamグループ等（Wuthelam社ら又はWuthelam社の子会社及びWuthelam社らが実質的に支配する者の総称をいいます。以下同じです。）から金103,300,000,000円で譲り受けることにつき合意しています。当社は、本基本合意書締結後に一定の範囲内において対象合弁会社に関する確認的なデュー・デリジェンス調査（以下「本件調査」といいます。）を実施し、その結果を踏まえて持分譲渡契約（以下「本持分譲渡契約」といいます。）を締結する予定です。但し、本件調査の結果、当社が本基本合意書締結時点で認識していなかった本基本合意書に企図する取引の実行の妨げとなる重大な事由が発見された場合には、当社及びWuthelam社らは、その対応につき誠実に協議するものとされ、かかる協議が調わなかった場合その他本持分譲渡契約の詳細条件につき、誠実な協議を尽くしたにもかかわらず合意できない場合には、いずれの当事者も、本持分譲渡契約を締結する義務を負わないものとされており。

名 称	所在国	現在の議決権割合
Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.	香港	40%
Nippon Paint (China) Co., Ltd.	中国	40%
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.	中国	40%
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.	中国	40%
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	シンガポール	40%
Paint Marketing Company (M) Sdn. Bhd.	マレーシア	25%
Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	25%
Nipsea Technologies Pte. Ltd.	シンガポール	50%

さらに、Wuthelam社らは、自ら及びWuthelamグループ等が保有する当社株式の議決権割合が10.0%を超えていることを条件として、原則として、特定の者を、新たに当社の取締役候補者として2名指名することができることについて新たに合意しております。

(2) その他

以上の他、本基本合意書においては、以下の合意がなされています。

- ①Wuthelam社らは、自ら又はWuthelamグループ等をして、その保有又は取得に係る当社株式について、当社の競合他社に対して譲渡又は承継等を行わず、又は行わせないこと。

- ②Wuthelam社ら及びWuthelamグループ等が、当社株式の全部又は一部について、当社の競合他社以外の者に対して譲渡又は承継等を行おうとする場合には、一定の手続に従って、当社は自ら又は第三者を売却先に指定できる先買権を有すること。但し、First Industries Corp. が、本基本合意書締結日現在において保有する当社の株式をNipsea International Limitedに対して譲渡する場合、又はWuthelam社ら及びWuthelamグループ等の保有若しくは取得に係る当社株式をWuthelam社及び同社の子会社との間若しくは同社の子会社相互間で譲渡する場合は、この限りではないこと。
- ③Wuthelam社らは、当社の経営の独立性及び自律性を最大限尊重し、当社の取締役会決議事項については、当社の取締役会における決定を最大限尊重すること。但し、Wuthelam社らは自身又はWuthelamグループの事業上の決定について、当社の取締役会の決定に制約されるものではないこと。また、Wuthelam社らは、当社の上場維持に関する方針を尊重するとともに、当社株式の上場維持を妨げることとなる行為を行わないこと。
- ④Wuthelam社ら及び当社は、将来的に、当社が自ら又はその子会社を通じて本合弁会社持分取得の対象の合弁会社及びP. T. Nipsea Paint and Chemicals (インドネシア) その他アジア地域におけるWuthelamグループ等と当社とで運営する合弁会社の株式の全てを保有できるようにするために必要な協議を、相互に誠意を以て行うこと。

なお、当社は、Wuthelam社らが、本第三者割当増資の実行日からその後2年間の経過する日までの期間に限り、自ら又はWuthelamグループ等をして、本第三者割当増資実施後における株式数を前提として、Wuthelam社ら及びWuthelamグループ等の保有する当社株式の当社の発行済株式総数に対する割合が39.0%を超えない限度において、当社の株式を立会外取引を除く取引所金融商品市場における取引によって追加で取得し又は取得させるという意向を有していることを承知しており、当社としても、Wuthelam社らが、その限度で、当社の株式を追加的に取得することについては了承しております。もっとも、Wuthelam社らが保有する当社の株式の議決権割合が当社の成長により将来的に低下していくことはあり得るところです。

また、当社は、平成19年6月28日開催の第182回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、平成22年6月29日開催の第185回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の第188回定時株主総会においてこれを継続しておりますが、上記に関連して、本基本合意書において合意された本第三者割当増資及びWuthelamグループによる当社株式の取得については、本日開催の当社取締役会においてこれに同意し、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しております。

3. 提携先の概要

提携先であるWuthelam社及びGoh Hup Jin氏の概要は、下記のとおりであります。

(1)Wuthelam社

(1)	名 称	Wuthelam Holdings Limited	
(2)	所 在 地	Units509-515, 5/F, Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	
(3)	代表者の役職・氏名	Goh Hup Jin(吴学人)	
(4)	事 業 内 容	投資業	
(5)	資 本 金	HK\$3,000万	
(6)	設 立 年 月 日	1974年10月2日	
(7)	大株主及び持分比率	Rainbow Light Limited 75% Thurloe Limited 25%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
		人 的 関 係	該当事項はありません。
		取 引 関 係	当社とWuthelam社その他のWuthelamグループとで、アジア地域において合弁会社を運営しております。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2)Goh Hup Jin氏

(1)	氏名	Goh Hup Jin (吴学人)
(2)	住所	Singapore
(3)	上場会社と当該個人の関係	当社の本合弁事業のパートナーであるWuthelam社の代表者であり、かつ、当社の平成26年2月3日時点の筆頭株主であるFirst Industries Corp.の代表者です。

4. 日程

- | | | |
|-----|--------------|--------------------------------|
| (1) | 当社取締役会決議日 | 平成26年2月3日 |
| (2) | 本基本合意書締結日 | 平成26年2月3日 |
| (3) | 本持分譲渡契約締結 | ※1
(上記「2. 本提携の内容等」をご覧ください。) |
| (4) | 本合弁会社持分取得の実行 | ※2、3 |
| (5) | 本第三者割当増資の払込み | ※2、3 |

※1 本基本合意書締結後に、本件調査の実施及びその結果を踏まえた本合弁会社持分取得の実行時期その他の条件の検討・協議を行うため、本持分譲渡契約の締結は、本基本合意書締結日から3ヶ月程度後となる見込みです。また、本基本合意書上は、本件調査の結果、当社が本基本合意書締結時点で認識していなかった本基本合意書に企図する取引の実行の妨げとなる重大な事由が発見された場合には、当社及びWuthelam社らは、その対応につき誠実に協議するものとされ、かかる協議が調わなかった場合その他本持分譲渡契約の詳細条件につき、誠実な協議を尽くしたにもかかわらず合意できない場合には、いずれの当事者も、本持分譲渡契約を締結する義務を負わないものとされており。

※2 本合弁会社持分取得及び本第三者割当増資は、それぞれ、本合弁会社持分取得及び本第三者割当増資について割当予定先又は当社が届出又は許認可等の申請をする各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等が全て得られることが、実行の前提条件として定められておりますので、本基本合意書締結日から本合弁会社持分取得及び本第三者割当増資の実行までは、少なくとも数か月程度を要する見込みです。

※3 本合弁会社持分取得及び本第三者割当増資の実行は、近接して行われる予定です。

II. アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)

1. 異動の理由

本合弁会社持分取得に伴い、子会社の取得が見込まれるものであります。

2. 異動する主要な子会社の概要(資本金の金額は直近の金額)

(1)Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.

(1)	名称	Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.
(2)	事業内容	塗料の販売、中国地域の統括
(3)	資本金	HK\$8,940万(平成26年2月3日時点)
(4)	連結総資産	HK\$4,382,576千(平成24年12月期)
(5)	連結売上高	HK\$7,476,221千(平成24年12月期)
(6)	設立年月日	1970年4月
(7)	大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd : 60% 当社 : 40%

(2)Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.の子会社

(1)	名称	Nippon Paint China Holdings Co., Ltd.
(2)	事業内容	中国事業統括
(3)	資本金	US\$7,074万(平成26年2月3日時点)
(4)	設立年月日	2010年12月
(5)	大株主及び持分比率	Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd. 100%

(3)Nippon Paint China Holdings Co., Ltd.の子会社

(1)	名 称	Langfang Nippon Paint Co., Ltd.
(2)	事 業 内 容	塗料の製造販売
(3)	資 本 金	US\$838万(平成26年2月3日時点)
(4)	設 立 年 月 日	1995年7月
(5)	大株主及び持分比率	Nippon Paint China Holdings Co., Ltd. 100%

(1)	名 称	Nippon Paint (Tianjin) Co., Ltd.
(2)	事 業 内 容	塗料の製造販売
(3)	資 本 金	RMB29,500万(平成26年2月3日時点)
(4)	設 立 年 月 日	2006年9月
(5)	大株主及び持分比率	Nippon Paint China Holdings Co., Ltd. 100%

(4)Nippon Paint (China) Co., Ltd.

(1)	名 称	Nippon Paint (China) Co., Ltd.
(2)	事 業 内 容	塗料の製造販売
(3)	資 本 金	US\$1,900万(平成26年2月3日時点)
(4)	総 資 産	RMB1,925,155千(平成24年12月期)
(5)	売 上 高	RMB2,723,978千(平成24年12月期)
(6)	設 立 年 月 日	1992年12月
(7)	大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd : 60% 当社 : 40%

(5)Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.

(1)	名 称	Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.
(2)	事 業 内 容	塗料の製造販売
(3)	資 本 金	US\$1,000万(平成26年2月3日時点)
(4)	総 資 産	RMB1,158,642千(平成24年12月期)
(5)	売 上 高	RMB1,723,406千(平成24年12月期)
(6)	設 立 年 月 日	2001年12月
(7)	大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd : 60% 当社 : 40%

(6)Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.

(1)	名 称	Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.
(2)	事 業 内 容	塗料の製造販売
(3)	資 本 金	US\$1,000万(平成26年2月3日時点)
(4)	総 資 産	RMB650,780千(平成24年12月期)
(5)	売 上 高	RMB1,009,550千(平成24年12月期)
(6)	設 立 年 月 日	2005年12月
(7)	大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd : 60% 当社 : 40%

3. 持分取得の相手先の概要

(1)	名 称	Nipsea Pte Ltd
(2)	代表者の役職・氏名	Goh Hup Jin (吴学人)
(3)	事 業 内 容	投資持株会社
(4)	資 本 金	S\$486万
(5)	設 立 年 月 日	1991年6月1日
(6)	大株主及び持分比率	Wuthelam Holdings Limited 100%

4. 取得持分数, 取得価額及び取得前後の所有持分の状況

	異動前の 所有持分数 (議決権の数) (議決権所有割合)	取得持分数 (議決権の数)	取得 価額	異動後の 所有持分数 (議決権の数) (議決権所有割合)
Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.	357,600 (357,600) (40%)	98,340 (98,340)	※	455,940 (455,940) (51%)
Nippon Paint (China) Co., Ltd.	7,600,000 (7,600,000) (40%)	2,090,000 (2,090,000)	※	9,690,000 (9,690,000) (51%)
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.	4,000,000 (4,000,000) (40%)	1,100,000 (1,100,000)	※	5,100,000 (5,100,000) (51%)
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.	4,000,000 (4,000,000) (40%)	1,100,000 (1,100,000)	※	5,100,000 (5,100,000) (51%)
Paint Marketing Company (M) Sdn. Bhd.	1,250 (1,250) (25%)	1,300 (1,300)	※	2,550 (2,550) (51%)
Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.	2,250,000 (2,250,000) (25%)	2,340,000 (2,340,000)	※	4,590,000 (4,590,000) (51%)
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	1,800,000 (1,800,000) (40%)	495,000 (495,000)	※	2,295,000 (2,295,000) (51%)
Nipsea Technologies Pte. Ltd.	500,000 (500,000) (50%)	10,000 (10,000)	※	510,000 (510,000) (51%)

※ 本基本合意書には、本合弁会社持分取得に際して当社が支払う対価を103,300,000,000円（以下「本合弁会社持分取得対価」といいます。）とすることが定められております（なお、本基本合意書上は、本件調査の結果、当社が本基本合意書締結時点で認識していなかった本基本合意書に企図する取引の実行の妨げとなる重大な事由が発見された場合には、当社及びWuthelam社は、その対応につき誠実に協議するものとされ、かかる協議が調わなかった場合その他本持分譲渡契約の詳細条件につき、誠実な協議を尽くしたにもかかわらず合意できない場合には、いずれの当事者も、本持分譲渡契約を締結する義務を負わないものとされております。）。

5. 日程

上記「I. 本提携の概要 4. 日程」をご覧ください。

Ⅲ. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

① 払込期間	平成26年6月3日から平成27年2月3日まで 但し、払込期間については、割当予定先が届出又は許認可等の申請をする各国の競争当局の本第三者割当増資の実行及びその前提となる本合弁会社持分取得の実行に係る審査の期間を勘案し上記のとおりとしており、各国競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等が全て得られ次第、割当予定先から下記の発行株式の総数につき一括して払い込まれることが予定されています。
② 発行する株式の種類及び数	普通株式 60,000,000株
③ 発行価額	1株につき1,705円
④ 調達資金の額	102,300,000,000円
⑤ 資本組入額	1株につき852.5円
⑥ 資本組入額の総額	51,150,000,000円
⑦ 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法による。 (Nipsea International Limited 60,000,000株)
⑧ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、本第三者割当増資の実行について割当予定先が届出又は許認可等の申請をする各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等が全て得られること及び本基本合意書に定める前提条件(本合弁会社持分取得に関して持分譲渡契約が締結され、本合弁会社持分取得が実行されていることを含みます。)が充足又は放棄されることが条件になります。

※ 払込期間を平成26年6月3日から平成27年2月3日までとした理由は、本第三者割当増資の実行及びその前提となる本合弁会社持分取得の実行について、割当予定先又は当社において、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得ることが必要になることが想定され、当該届出許認可等が履践され、(待機期間がある場合には)待機期間が経過することが本第三者割当増資の実行の前提条件とされており、また、本日時点では上記手続の終了時期が確定できないためです。本日時点では、本第三者割当増資の実行及びその前提となる本合弁会社持分取得の実行について、中国の競争当局への届出許認可等が必要になることが見込まれております。各国競争当局の当該届出許認可等が全て得られ次第、本第三者割当増資に係る払込みが上記の発行株式の総数につき一括して行われる予定です。

2. 募集の目的及び理由

本第三者割当の目的は、上記「I. 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおりです。

なお、本第三者割当増資は当社株式の希薄化を伴うものであります。しかしながら、当社としては、2015年に開始となる次期中期経営計画「サバイバル・チャレンジ StageⅢ」にて標榜する「利益の拡大—世界のトップメーカーと肩を並べる—」の達成のためには、海外、特にアジア地域における持続的成長基盤の強化及び収益体質の強化を速やかに実行していくことが重要な課題であると考えております。当社としては、このような認識の下、本第三者割当増資により当社株式の希薄化が生じることとなるものの、本第三者割当増資を通じた資本関係の強化によって当社とWuthelamグループとの提携関係をより強固なものにしつつ、本第三者割当増資により調達する資金によって、当社の財務基盤の安定性を維持した上で、アジア地域におけるWuthelamグループとの合弁会社のマジョリティ化を実現し、当社がイニシアチブを持った上で当該合弁会社を運営することによって、当社のアジア地域を中心とした事業基盤を一層強固なものにするだけでなく、将来的にはアジア地域以外における事業戦略をも加速させる基盤が整うことにより、希薄化を上回る当社の企業価値向上に資するものと考えており、既存株主の皆様への利益の拡大にも貢献するものと判断いたしました。以上のように、当社にとって、負債による調達や公募増資、株主割当等の手法と比較し、Wuthelamグループとの提携をより

強固なものにしつつ、財務の健全性を確保しながら、戦略投資のための迅速かつ確実な資金調達ができる第三者割当増資の方法が望ましいと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	102,300,000,000円
②	発行諸費用の概算額	1,128,642,000円
③	差引手取概算額	101,171,358,000円

※1 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

※2 発行諸費用の概算額の内訳は、本提携に係るアドバイザー・フィー、登録免許税及び弁護士費用等を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本合弁会社持分取得は、当社にとっては、当社とWuthelamグループとの提携の中でも極めて重要な意味を有していることから、本第三者割当増資の実行に先だって合弁会社の持分取得が行われるものとして合意されております。本第三者割当増資の払込みに先立って、本合弁会社持分取得に係る対価を支払うことが必要になるため、本合弁会社持分取得に係る対価の支払いのために、金融機関からの借入れ（時期及び詳細は未定）を実施することを予定しております。なお、Nipsea International Limitedは、本第三者割当増資の払込みのため、金融機関からの借入れを実施することを予定しておりますが、十分な額の借入れを行うことができなかつた場合には、必要に応じて自己資金を充当することも考えているとのことです。もっとも、実際に本第三者割当増資の払い込みが行われるまでに各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等の取得のため相当長い期間を要することが予想されるため、借入れの具体的な時期やその他の詳細については今後決定する予定であるとの報告を受けております。また、当社が持分を取得する予定である合弁会社のうちいくつかの合弁会社の持分取得についてのみ、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得た場合（待機期間がある場合には、その期間も経過した場合）であっても、このような一部の合弁会社の持分のみを先行して取得することは想定しておりません。Nipsea International Limitedから当社に払い込まれる金銭のうち、上記差引手取概算額101,171,358,000円は、当社の銀行口座において管理した上で、今後締結される予定である当社と金融機関との合意等に従い、遅くとも、払込期間が終わる月の翌月である平成27年3月頃までに金融機関からの借入れに対する弁済に充当することを予定しております。

2 【その他】

第188期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)中間配当については、平成25年11月6日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	2,085百万円
② 1株当たりの金額	8円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

日本ペイント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 操 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 川 英 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ペイント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ペイント株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事項に記載されているとおり、会社は平成26年2月3日開催の取締役会を経て、同日付で、Wuthelam Holdings Limited 及び Goh Hup Jin 氏との間で、中国・マレーシア・シンガポールに所在する複数の合弁会社の持分取得を通じた会社によるマジョリティ化を含む、アジア地域の合弁会社の出資比率の見直し等を行うことに向けた方針について合意するとともに、Wuthelam Holdings Limited の100%子会社である Nipsea International Limited を割当先とした第三者割当による新株式の発行を行うことを合意し、これらの提携に関し、戦略的提携に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【会社名】 日本ペイント株式会社

【英訳名】 NIPPON PAINT CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 酒 井 健 二

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役上席執行役員 南 学

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀北2丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 日本ペイント株式会社東京事業所
(東京都品川区南品川4丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長酒井健二および当社最高財務責任者南学は、当社の第188期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。